明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一二）　一

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十五年司法試験合格者（司法試験委員会）　九
第六十五回獣医師国家試験（公告）（農林水産省）　一四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一六
地方公共団体
公債償還（東京都区）、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　吾
会社その他
会社決算公告　吾一
吾六

規　則

○国家公安委員会規則第十二号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十三号）の施行に伴い、並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第四条第五項及び第六項、第五条第一項及び第六項、第六条第一項、第四項及び第十一項、第七条第四項並びに第十条第三項の規定に基づき、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十月二日　国家公安委員会委員長　古屋　圭司

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の表警告の項第二号中「住所」を「住所等（移転した場合は、移転後の住所等。以下この条において同じ。）」に改め、同項第三号中「及び移転後の住所。以下この条において同じ。）及び居所（移転した場合は、移転後の居所。以下この条において同じ。）」に改め、同表仮の命令の項第二号中「住所」を「住所等」に改め、同項第三号中「及び移転後の住所」を「、住所及び居所」に改め、同条を第十三条とする。

第九条を第十二条とする。

第八条中「別記様式第六号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第十一条とする。

第七条の見出し中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条中「異にして住所」の下に「又は居所」を加え、「別記様式第五号の住所移転届出書」を「移転後の住所又は居所」に、「住所地」を「住所又は居所の所在地」に、「提出し」を「届け出」に、「第六条第六項の」を「第六条第六項に規定する」に改め、同条を第十条とする。

第六条第二号中「住所」を「住所等」に改め、同条第三号中「住所」の下に「、居所」を加え、同条を第九条とする。

第五条中「別記様式第四号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第八条とする。

第四条中「別記様式第三号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（禁止命令等に係る通知の書面）

第七条　法第五条第五項の規定による通知は、別記様式第六号の通知書により行うものとする。

第三条中「第四条第三項」を「第四条第五項」に改め、同条第二号中「住所」の下に「（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所。第九条第二号及び第十三条において「住所等」という。）」を加え、同条第三号中「住所」の下に「、居所」を加え、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（禁止命令等の申出の受理）

第五条　法第五条第一項の申出の受理は、別記様式第四号の禁止命令等申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第四号の禁止命令等申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

第二条の次に次の一条を加える。

（警告に係る通知の書面）

第三条　法第四条第四項の規定による通知は、別記様式第三号の通知書により行うものとする。